

面会交流支援機関の支援申込書

外務大臣 殿

申請者\_\_\_\_\_は、案件番号\_\_\_\_\_の事案に関し、面会交流支援機関\_\_\_\_\_による面会交流支援を申し込みます。

面会交流は、子が一緒に暮らしていない親と交流する機会を確保するために行うものであると理解しています。

面会交流の実施に当たっては、面会交流支援機関が行う面会交流援助の内容及び日本国中央当局（外務省領事局ハーグ条約室）の支援内容を了承した上で、上記面会交流支援機関の援助に誠実に対応します。

この面会交流支援に起因し申請者に対して生じた不利益、損失、損害については、申請者自身が責任を負うことにつき同意します。また、日本国中央当局が負担できない支出については、申請者が負担することを理解しています。

面会交流実施後、外務省又は面会交流支援機関に対し、面会交流の実施に関する報告書を求めることはありません。

平成 年 月 日

署名 \_\_\_\_\_